

住宅等を内装木質化される方

1 補助対象であるか確認します

● 《一般枠》

次のすべての項目に該当することが必要です。

- 埼玉県内に所在する住宅を内装木質化します。
【住宅以外の例】Q&Aをご覧ください。
- 令和3年10月1日以降に工事請負契約を締結しました。
- 令和5年2月28日までに木工事が完了します。
- 埼玉県内に事業所又は営業所がある施工事業者が工事します。
- 12ミリメートル以上の厚さの県産木材による施工面積（表面が見えている面積）が7平方メートル以上です。
【施工面積の計算方法】Q&Aをご覧ください。

2 交付申請の準備をします

必要な書類は次のとおりです。

また、記入例はホームページに掲載しています。

● 《一般枠》

- 様式1-3「彩の木補助事業補助金交付申請書【内装木質化用】」
- 様式2「建築現場位置図」※既存の地図を様式に貼る、あるいは別紙として添付しても構いません。
- 様式3-2「彩の木補助事業補助金施工面積計算書【計画】」※施工事業者に作成を依頼してください。「計画」なのでその後の施工面積に変更があっても問題ありませんが、補助対象要件を満たしていなければなりません。
- 工事請負契約書の写し※契約者名及び契約年月日が確認できるページ
- 内装木質化工事の概要がわかる図面の写し※県産木材による施工面積がわかるように色分けし、寸法を記入してください。
- 申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポート等いずれか1点の写し）

3 書類を提出します

木材協会に郵送又は持参します。

※切：令和5年2月3日（金）必着（予定数に達し次第終了）

4 補助金利用予定者登録通知書がお手元に届きます

受け付け順に「補助金利用予定者登録通知書」をお送りします。

5 完了報告・補助金請求の準備をします

木工事完了後2週間以内に、木材協会あて完了報告書兼請求書を提出します。必要な書類は次のとおりです。

記入例はホームページに掲載しています。

▼《一般枠》

- 様式6-3「彩の木補助事業補助金木工事完了報告書兼請求書【内装木質化用】」※様式は、補助金利用予定者登録通知書に同封します。交付申請内容に基づき「1 住宅等の概要」欄の「建築（施工）場所」「建築（施工）事業者名」は印字してありますのでご確認の上、してください。変更があるときは、赤字二重線で抹消し変更後の内容をご記入ください。それ以外の欄には、必要事項を漏れなくご記入ください。
- 様式3-3「彩の木補助事業補助金施工面積計算書【実績】」※施工事業者に作成を依頼してください。
【施工面積の計算方法】Q&Aをご覧ください。
- さいたま県産木材販売伝票の写し※一次発行者まで確認可能なもの
- 写真
【写真に関する注意点】Q&Aをご覧ください。
- 振込先口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカード等の写し）
- 内装木質化工事の概要がわかる図面の写し※申請時から変更のある場合

6 書類を提出します

木材協会に郵送又は持参します。

最終〆切：令和5年3月3日（金）必着

7 木材協会の検査員が現地検査を実施します。

完了報告書兼請求書と必要な関係書類を木材協会を受付後、内容を審査します。審査には通常4週間程度かかります。この間に、現地検査を実施することがあります（完了報告書兼請求書提出前に実施することもあります）。実施する場合には、あらかじめ検査員から施工事業者にご連絡します。

8 交付決定及び確定通知書がお手元に届き、補助金が交付されます。

審査の結果、補助対象住宅等の要件に適合すると認められると、「補助金交付決定及び確定通知書」がお手元に届きます。それから1週間以内に、交付決定及び確定通知書に記載された交付金額をご指定口座に振り込みます。

